

督促手数料

目次

内 容	スライドNo.
督促とは	2
督促手数料の金額	3
実費相当額の場合	4
無料(廃止)の場合	5
見直しの効果比較	6
中核市(62市)の状況	7

(2) 収納事務の改善

督促手数料

督促とは

- ・納期限後20日以内に発しなければならない
 - ・滞納処分（差押え）の前提要件
 - ・時効更新（中断）効力
- } …地方税法
…民法

【令和3年度実績】

年間発行数 ： 約78,400通

督促手数料収入額 ： 約370万円

督促手数料の金額

昭和51年（20円→50円）に改定
以降見直しを実施していない

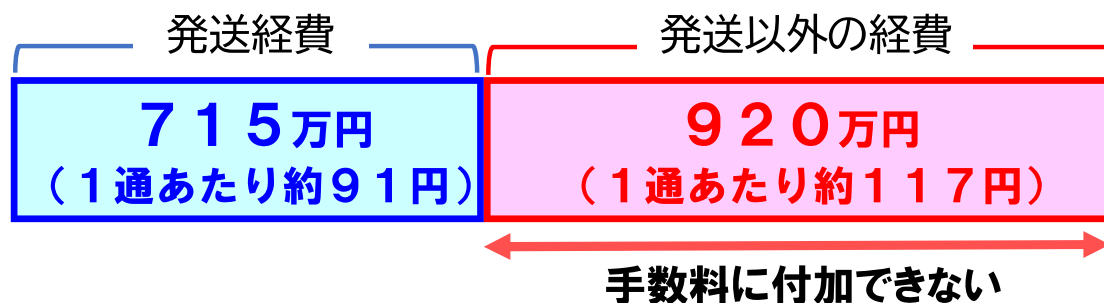


〔令和3年度包括外部監査〕

- ・ 郵便料や諸経費の現状に合わせた金額に改定
- ・ 手数料徴収に多大な事務負担があるなら廃止
- ・ 現状を維持する根拠はない

実費相当額の場合

《令和3年度実績から算出》



- ・ 納税者の理解が得やすい（原因者負担）
- ・ 手数料に付加できない経費がかかる
（納付書再発行、データ管理、誤納付による還付など）
- ・ 経費変動の都度見直し（条例改正）が必要となる

無料(廃止)の場合

(参考) 固定資産税 1期をコンビニで納付する場合 (イメージ)

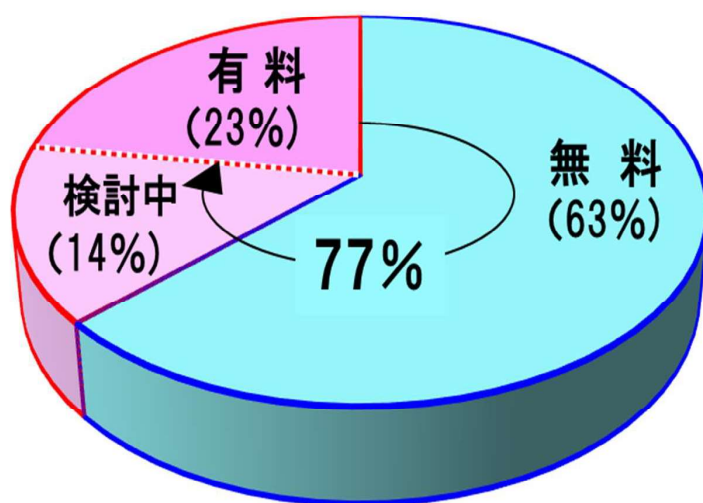


- ・ 納付書の使用期限延長が可能となる
- ・ 再発行依頼が不要となり、納税者の利便性が向上する
- ・ 経費の削減を図ることができる

見直しの効果比較

項目	実費相当額	廃止 (無料)
納税者の理解	○ 得やすい	× 得にくい
督促手数料収入	× 収入以上の経費が必要	○ 収入はなくなるが、それ以上に経費削減
納付書の使用期限	× 期限の設定が必要	○ 期限延長可能
事務の効率化	× 現状のまま	○ 効率化につながる
今後の改定	× 郵便料等の値上げに合わせて改定が必要	○ 改定不要

中核市（62市）の状況



令和4年7月 和歌山市調査

督促手数料	都市数(うち廃止検討数)
無料(廃止)	39
有料	23 (9)
50 円	3 (2)
70	3
80	3
90	1 (1)
100	13 (6)

(参考) 政令指定都市、都道府県はすべて廃止